

# 山梨県公報

第一千二百七十五号

平成十四年

三月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

山梨県青少年総合対策事務費補助金交付規程を廃止する告示……………一五九

山梨県プール維持管理指導要綱を廃止する告示……………一五九

予防接種の業務を行う医師……………一六〇

予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………一六〇

自然記念物の指定……………一六〇

自然環境保全地区及び自然記念物の指定の一部改正(二件)……………一六〇

保安林の指定……………一六〇

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………一六一

道路の区域変更……………一六二

道路の供用開始……………一六二

### 公告

一般競争入札について……………一六三

土地区画整理組合の定款の変更認可……………一六四

土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………一六四

土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………一六四

### 教育委員会

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一六五

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一六六

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則……………一六六

社会教育主事となる資格の認定に関する規則の一部を改正する規則……………一六六

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一六七

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一六七

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………一六七

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一六八

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則……………	一六八
山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	一六八
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………	一六八
庁中処務細則の一部を改正する訓令……………	一六九
山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………	一六九
教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………	一六九
児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	一六九
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	一七〇
高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の告示の一部改正……………	一七〇
遊技機の型式の検定……………	一七五

## 告示

### 山梨県告示第百二十三号

山梨県青少年総合対策事務費補助金交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県青少年総合対策事務費補助金交付規程を廃止する告示

山梨県青少年総合対策事務費補助金交付規程(昭和三十一年山梨県告示第百二十八号)は、廃止する。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第百二十四号

山梨県プール維持管理指導要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

山梨県プール維持管理指導要綱を廃止する告示

山梨県プール維持管理指導要綱(昭和五十四年山梨県告示第百三十七号)は、廃止する。

### 附則

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県告示第百二十五号**

山梨県下各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
水上 学	甲府市桜井町二百九十九番地 東甲府医院
渡辺雄一郎	東山梨郡大和村初鹿野千八百三十五番地二 渡辺医院
宮下 智之	富士吉田市大明見二百九十五番地 医療法人 宮下医院
小林 理香	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院
勝又 庸行	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院

**山梨県告示第百二十六号**

山梨県下各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の承諾をした次の医師により、その承諾が撤回された。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
広瀬 衣子	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院

**山梨県告示第百二十七号**

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第十条第一項の規定により、次のとおり自然記念物を指定する。

平成十四年三月二十八日

自然記念物

山梨県知事 天野 建

名称	生育地
櫛形山アヤマ平及び裸山のアヤマ群落	中巨摩郡櫛形町所在県有林甲府事業区四十三林班二小班、四十四林班イ小班及び第五十林班口小班

**山梨県告示第百二十八号**

自然環境保全地区及び自然記念物の指定（昭和四十八年山梨県告示第七百二十二号）の一部を次のとおり改正する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

二の表中「葎崎市旭町大字上条南割字三次山三、三八六番地及び同市旭町大字上条南割字三次山三、三八九番地内」を「葎崎市旭町大字上条南割三、三八九 一番地の一部」に改める。

**山梨県告示第百二十九号**

自然環境保全地区及び自然記念物の指定（昭和五十年山梨県告示第七百四十四号の二）の一部を次のとおり改正する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

二の表中 「県有林葎崎事業区 百二十六 一林班の一部」を「県有林葎崎事業区二百十六 一林班の一部並びに長坂町大字日野字池平九二〇 二番地及び同町大字日野字日野原二、九百八三〇番地の一部」に改める。

**山梨県告示第百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 保安林の所在場所  
東八代郡御坂町下黒駒字天神原一六〇二の九

二 指定の目的  
水害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期間	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核の発生を予防するため	西八代郡	1 区域後次 2 区域後次 3 区域後次 4 区域後次 5 区域後次	平成十四年四月十四日	1 ブルセラ病検査 2 凝集反応検査 3 凝集反応検査 4 凝集反応検査 5 凝集反応検査

防病の発生を予防するため	西八代郡	1 区域後次 2 区域後次 3 区域後次 4 区域後次 5 区域後次 6 区域後次	同	1 酵素免疫測定法による検査 2 凝集反応検査 3 凝集反応検査 4 凝集反応検査 5 凝集反応検査 6 凝集反応検査
--------------	------	--	---	--

山梨県告示第百三十二号

馬伝染性病の発生予防のため	家畜の発生予防のため	腐蝕性物質の発生予防のため	ブル病、アウゼン病、ネグバ病、ウイズン病、ライム病、熱帯の牛の発生のため
山梨県、東八代郡、八代郡、南都留郡、北都留郡	山梨県、東八代郡、八代郡、南都留郡、北都留郡	山梨県、東八代郡、八代郡、南都留郡、北都留郡	山梨県、東八代郡、八代郡、南都留郡、北都留郡
生所長が指定するものは種付けの用に供し、又は雄牛に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛は、繁殖の用に供し、又は肉用雌牛で飼育している牛を所管する家畜保健衛生所長が指定する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する区域を所管する牛	実施区域内で飼育している家畜保健衛生所長が指定するもの	実施区域内で飼育しているもの	実施区域内で飼育しているもの
同	同	同	同
一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査以外の検査 三 疫学的検査 四 臨牀検査	一 ブルータンゲル検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 疫学的検査 四 臨牀検査	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査 三 脱脂乳による試験	一 ブルータンゲル検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 疫学的検査 四 臨牀検査 五 中和反応検査 六 臨牀検査

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士宮鳴沢線
- 三 道路の区域

区 間	新		旧	
	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡上九一色村大字本栖字大杉二三三番地内	七・五 八・七	二八二・〇	七・五 八・七	二八二・〇
	九・五 三・八・四	二九〇・〇		

山梨県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士宮鳴沢線	西八代郡上九一色村大字本栖字大杉二三三番地内	二九〇・〇	平成十四年三月二十八日

公 告

一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 一般競争入札に付する事項

1 特定役務の名称及び数量

地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式

2 特定役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 業務委託期間

平成十四年五月八日から平成十五年三月三十一日まで

4 履行場所

知事が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第九十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 山梨県内に保守の拠点を有し、この公告に示した役務を確実に履行できる保守体制をとることができる者であることと知事が判断した者であること。

3 平成九年四月一日以後において、この公告に示したネットワークシステムと同規模の保守業務を行った実績があること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課地域情報化推進担当 電話〇五五 一二三三 一四一八

2 入札説明書の交付方法

入札説明会及び入札説明会以後三の一の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十四年四月二日午前十一時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）

北別館四階マルチメディアルーム

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年五月七日午後二時 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）

北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限

平成十四年四月三十日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required  
Regional Public Network System Maintenance Services 1 set
- 2 Date and time for tender  
2:00PM May 7, 2002
- 3 Bureau in charge  
Regional Computerization Advancement Section, Information Policy Division,  
Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome  
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1418

土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理組合法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

一 組合の名称

都留市田原土地区画整理組合

二 事務所所在地

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内

三 設立認可の年月日

平成十一年十一月八日

四 変更認可の年月日

平成十四年三月一日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理組合法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

一 組合の名称

櫛形町柿平土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡櫛形町小笠原三百六十七番地 櫛形町役場内

三 設立認可の年月日

平成四年六月三日

四 変更後の事業施行期間

平成四年度から平成十六年度まで

五 変更認可の年月日

平成十四年三月十九日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理組合法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

一 組合の名称

昭和町西条第一土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二

三 設立認可の年月日

平成五年九月十七日

四 変更後の事業施行期間

平成五年度から平成十五年度まで

五 変更認可の年月日

平成十四年三月十九日

土地区画整理事業の事業計画の変更認可

土地区画整理組合法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年三月二十八日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

大月市

二 事務所所在地

大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内

三 施行認可の年月日

平成十三年十二月十七日

四 変更後の事業施行期間

平成十三年度から平成十四年度まで  
変更認可の年月日  
平成十四年三月八日

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中、「課長補佐」の次に、「室長補佐」を加え、同項第三号中「体育振興監」を削り、「体育施設管理監」を「体育指導監」に改める。

別表第一 県教育委員会事務局の部 県教育委員会事務局職員 の項中「体育振興監」を「室長補佐」に、「体育施設管理監」を「体育指導監」に改める。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

**第二条** 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の表中

学術文化財課

県史編さん室

を

学術文化財課

県史編さん室

博物館建設室

に改める。

第五条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 山梨県総合教育センターに関する事(教育関係職員の研修に関する事を除く)。

第九条第二十一号を削る。

第十一条第十四号中「及び山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター」を、「山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター及び飯田野球場」に改め、同条第十五号中「、県営運動場」を削る。

第十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(博物館建設室)

**第十三条の三** 博物館建設室においては、次の事務を所掌する。

一 県立博物館の建設に関する事。

二 博物館その他の文化施設に関する事。

三 山梨県歴史資料等取得基金に関する事。

第二十一条第二項中「、体育指導監」及び「ことができる」を削る。

第二十二条第一項中「副主査を」の下に「、課内室に室長補佐を」を加え、同条第二項中「体育施設管理監」を「体育指導監」に改める。

第二十七条第一項中「置く。」の下に「この場合において、グループに複数のリーダーを置くときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。」を加え、同条第二項中「グループの」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する課長又は所長は、必要に応じ、それぞれ課又は教育事務所等に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(山梨県教育委員会事務局決裁規則の一部改正)

**第三条** 山梨県教育委員会事務局決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する課長」の下に「及び室長」を加え、同条第五号中「室長、」を削り、「及び課長補佐」を、「課長補佐及び室長補佐」に改める。

第三条第二号中「(室長を含む)」を削る。

### 附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第四号**

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則（昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）をされ、又は職員派遣後職務に復帰した場合  
同条第二項中「派遣され、」の下に「職員派遣をされ、」を加え、「給与期間中」を「給与期間」に改める。

第五条中「派遣され、」の下に「職員派遣をされ、」を加える。

**附則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第五号**

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（昭和六十二年山梨県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 平成十四年三月三十一日において高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、短期大学又は大学に在学し、現に奨学資金の貸与を受けている者については、廃

止前の山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（次項において「規則」という。）の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 平成十四年三月三十一日までに貸与された奨学資金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる規則の規定により貸与された奨学資金については、規則第七条第三項及び第十一条から第十八条までの規定は、これらの奨学資金の返還が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

**山梨県教育委員会規則第六号**

社会教育主事となる資格の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

社会教育主事となる資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事となる資格の認定に関する規則（昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十四年法律第二百七号）」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条を次のように改める。

（認定の基準）

**第二条** 社会教育主事となる資格の認定を受けることのできる者は、法第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に係のある職及び業務を四年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの

二 法第九条の四第二号に規定する教育に関する職を五年以上経験している者で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの

三 法第九条の四第一号に規定する社会教育に係のある職に相当する職及び社会教育に係のある業務に相当する業務を四年以上（大学に二年以上在学して六十二年単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者については三年以上、大学に二年以上在学して六十二年単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者については一年以上）経験している者

で、社会教育に関する専門的事項についての教養と経験があると認められるもの  
四 次の期間のうち二以上の期間がある者で、法第九条の四第一号から第三号に掲げ  
る者に相当する教養と経験があると認められるもの

イ 法第九条の四第一号に規定する社会教育主事補の職並びに社会教育に係りのあ  
る職及び業務を経験した期間

ロ 法第九条の四第二号に規定する教育に関する職に在職した期間

ハ イに相当する職及び業務を経験した期間

別表を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第七号**

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め  
る。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則（平成十年山梨県教育委員会規則第十一号）  
の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「月の第二土曜日及び第四土曜日並びに」を「土曜日及び」に  
改め、「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第八号**

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を  
次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規  
則

山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則（平成六年山梨県教育委  
員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加え、「月の第二土  
曜日又は第四土曜日」を「土曜日」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第九号**

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め  
る。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則

（山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県教育委員会規  
則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「月の第二土曜日及び第四土曜日」を「土曜日」に改め、  
「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

（山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則（昭和五十七年山梨県教育委員  
会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「月の第二土曜日及び第四土曜日」を「土曜日」に改め、  
「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

（山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則（昭和六十三年山梨県教育委員会  
規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「月の第二土曜日及び第四土曜日」を「土曜日」に改め、  
「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

（山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第四条 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県教育委員会規則第  
十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「月の第二土曜日及び第四土曜日」を「土曜日」に改め、  
「高等学校」の下に、「中等教育学校」を加える。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第十号**

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号八を削り、同条第二項中「から八までのいずれか」を「又は口」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第十一号**

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則を次のように定める。  
平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則

**（趣旨）**  
**第一条** この規則は、山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（平成十四年山梨県条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

**（利用の許可）**  
**第二条** 条例第三条の規定により、山梨県立飯田野球場（以下「野球場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書（第一号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により野球場の利用を許可したときは、当該申請者に対し、利用許可書（第二号様式）を交付するものとする。

**（使用料の納入）**  
**第三条** 条例第四条第一項の規定による使用料は、前納しなければならない。

**（補則）**

**第四条** この規則に定めるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第十二号**

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則（平成七年山梨県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「運動場・グラウンド・プール」を「運動場」に改める。

第二号様式中「運動場・グラウンド・プール」を「運動場」に改める。

**附 則**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会規則第十三号**

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立峡北高等学校の項及び山梨県立北杜<sup>ト</sup>高等学校の項中、「日野二、四四四番地」を「渋沢一、〇〇七番地の一九」に改め、同表山梨県立須玉商業高等学校の項中「須玉町大豆生田九九九番地」を「長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九」に改め、同表同道志分校の項を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所  
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー  
県 立 図 書 館  
県 立 美 術 館  
県 立 考 古 博 物 館  
県 立 文 学 館  
県 総 合 教 育 セ ン タ ー  
県 立 学 校

庁中処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

庁中処務細則の一部を改正する訓令

庁中処務細則（昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総括課長補佐」の下に「及び課に置かれる室の室長補佐」を加え、「（課に置かれる室の室長を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「課務」を「課（課に置かれる室を含む。以下同じ。）の事務」に改める。

第十二条の三第一項中「（課に置かれる室を含む。以下同じ。）」を削る。

第十三条の二第四項中「及び別表第一の第一欄に定める課名」の下に「（課に置かれる室にあつては室名。以下同じ。）」を加える。  
別表第一に次のように加える。

博 物 館 建 設 室	博 建 教 博 建
-------------	-----------

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 彬

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程（平成四年山梨県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第五条中「四十四時間を超えないようにし、かつ、毎五十二週間について」を削る。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 数 野 強

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第三項に規定する」を削り、同条第二号中「及び課長補佐」を「課長補佐及び室長補佐」に改める。

第三条第二項中「置かれる」の下に「室で、室長補佐を置かない」を加える。

第四条第一号中「体育振興監、理事、」を削る。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般  
教 育 事 務 所

埋蔵文化財センター  
 県立図書館  
 県立美術館  
 県立考古博物館  
 県立文学館  
 県総合教育センター  
 県立学校

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成十四年三月二十八日

山梨県教育委員会

教育長 数野 強

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令  
 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。  
 第二条の表中「室長」を「室長補佐（室長補佐を置かない室にあつては室長）」に改める。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「七二人」を「七三人」に、「一四七人」を「一五〇人」に、「四〇八人」を「四二〇人」に、「四三三人」を「四三四人」に、「四三五人」を「四四八人」に、「一、四八五人」を「一、五二五人」に、「一、七八二人」を「一、八三二人」に改め、同条第二項中「四七九人」を「五一九人」に、「一九二人」を「一九九人」

に、「六七一人」を「七一八人」に、「一〇五人」を「九八人」に、「一、一一一人」を「一、一〇四人」に、「一、四八五人」を「一、五二五人」に、「一、七八二人」を「一、八三二人」に改める。

別表第三小笠原警察署の部巨摩警察官駐在所の項中「中巨摩郡白根町飯野三四三九の九」を「中巨摩郡白根町飯野二八九一の二」に改め、同表鯉沢警察署の部中

<p>察官 南巨摩郡中富町 切石四六三の一</p>	<p>南巨摩郡中富町のうち 切石、夜子沢、寺沢、手打沢、日向南 沢、平須、久成、下田原</p>	<p>切石警察官 駐在所</p>
<p>察官 南巨摩郡中富町 飯富一二九二の三</p>	<p>南巨摩郡中富町のうち 伊沼、八日市場、宮木、飯富、中山、 古長谷、矢細工、江尻窪、遅沢、福原、 梨子</p>	<p>飯富警察官 駐在所</p>

<p>南巨摩郡中富町 切石二七五</p>	<p>南巨摩郡中富町のうち 平須、久成、手打沢、日向南沢、寺沢、 切石、夜子沢、矢細工、古長谷、福 原、梨子、江尻窪、中山、遅沢、八日 市場、伊沼、飯富、下田原、宮木</p>	<p>に改め、同部新倉警察</p>
--------------------------	---	-------------------

官駐在所の項の次に次のように加える。

<p>飯富連絡所 南巨摩郡中富町 飯富一二九二の三</p>	<p>南巨摩郡中富町</p>
---------------------------------------	----------------

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第十七号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設

置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
 平成十四年三月二十八日  
 山梨県公安委員会  
 委員長 古屋 忠彦

別表第一中

一〇三	中央自動車道 西宮線 （下り八ヶ岳 パークینگエ リア流入路）	北巨摩郡長坂町大字白 井沢字横針一、七五〇 番地の先から北巨摩 郡長坂町大字白井沢 四針一、七五四番地 四針一、七五四番地 四針一、七五四番地 （五〇メートル） （内から本線への流入路）	自動車	終日	高速	平一・三 一・二五 五号
-----	--	---	-----	----	----	--------------------

を

一〇三	中央自動車道 西宮線 八ヶ岳パーク ングエリア流 入路）	北巨摩郡長坂町大字白 井沢字横針一、七五〇 番地の先から北巨摩 郡長坂町大字白井沢 四針一、七五四番地 四針一、七五四番地 四針一、七五四番地 （五〇メートル） （内から本線への流入路）	自動車	終日	高速	平一・三 一・二五 五号
一〇四	中央自動車道 西宮線・中部 横断自動車道 （双葉ジャン クシヨシラン クシヨシラン）	山梨県北巨摩郡双葉町 大字竜地字物沢四、 六二六番地の先から 山梨県北巨摩郡双葉町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七
一〇五	中央自動車道 西宮線・中部 横断自動車道 （双葉ジャン クシヨシラン クシヨシラン）	山梨県北巨摩郡双葉町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から 山梨県北巨摩郡双葉町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七

一〇九	中部横断自動車道 （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン）	山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 六二六番地の先から 山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七
一〇八	中部横断自動車道 （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン）	山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 六二六番地の先から 山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七
一〇七	中央自動車道 西宮線・中部 横断自動車道 （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン）	山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 六二六番地の先から 山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七
一〇六	中央自動車道 西宮線・中部 横断自動車道 （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン） （イジラトン ラトン）	山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 六二六番地の先から 山梨県北巨摩郡白根町 大字竜地字物沢四、 七五一番地の先から （中央自動車道西宮 下り線の中央自動車 りの中線の中央自動 の線の本線の自動車 九のランフウエイ） 二・七三メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七





一五八	中部自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	一五七	中部自動車断道	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚断道
四〇七	自動車	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	四五、七、九	自動車	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚断道
五〇	高速	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	七〇	高速	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚断道
平成十四年三月二十八日告示第一七号			平成十四年三月二十八日告示第一七号		

に改める。  
別表第四中

七	中部自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	七	中部自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ
二六〇	自動車	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	二六〇	自動車	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ
終日			終日		
富士			富士		
平成十四年三月二十八日告示第一八二号			平成十四年三月二十八日告示第一八二号		

を

七	中部自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	七	中部自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ
二六〇	自動車	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ	二六〇	自動車	山梨県北巨摩郡双葉町大字下井字登ノ
終日			終日		
富士			富士		
平成十四年三月二十八日告示第一八二号			平成十四年三月二十八日告示第一八二号		

に改める。  
別表第十中

六	中央自動車断道西宮	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	五	中央自動車断道西宮	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
六	中央自動車断道西宮	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	五	中央自動車断道西宮	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
九一六	高速	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	九五・四	高速	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
平成十四年三月二十八日告示第一七号			平成十四年三月二十八日告示第一七号		

を

六	削除		五	削除	
六	削除		五	削除	
平成十四年三月二十八日告示第一七号			平成十四年三月二十八日告示第一七号		

に

三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
平成十四年三月二十八日告示第一八二号			平成十四年三月二十八日告示第一八二号		

を

三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保	三五	中央自動車断道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字久保
平成十四年三月二十八日告示第一八二号			平成十四年三月二十八日告示第一八二号		

三七	中部横断 自動車道	右側一三九メートルの部分 山梨県北巨摩郡双葉町大字下今井字市子 石二、〇五〇番地先から山梨県北巨摩郡 双葉町大字下今井字登ノ越一、九〇八番 地先までの中部横断自動車道の上り線進路 右側一三九メートルの部分	高速	平成一四年 三月二十八日 告示第一七 号
----	--------------	---	----	-------------------------------

に改める。

別表第十一中

三三	中央自動 線車道西宮	北巨摩郡双葉町大字竜 地字久保四三二九 番地先へ上り線・双葉 東バス停留所、バスレ （ン）	自動車（路 線バス・持 路維・持 車両・交 取縮閉係 両を除く）	終日 葦崎	平五・三・ 一八・示 第一二 号
三四	中央自動 線車道西宮	北巨摩郡双葉町大字竜 地字久保四一〇 番地先へ下り線・双葉 東バス停留所、バスレ （ン）	自動車（路 線バス・持 路維・持 車両・交 取縮閉係 両を除く）	終日 葦崎	平五・三・ 一八・示 第一二 号

を

三三	削除				平成一四年 三月二十八日 告示第一七 号
三四	削除				平成一四年 三月二十八日 告示第一七 号

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）  
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊  
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第  
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の  
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年三月二十七日までとする。  
平成十四年三月二十八日  
山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式の分類及び区分	型式名	製造業者又は輸入業者名	検定番号
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一 八五番地の二	遊技機の種類 ツインズ	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ツインズ	岡崎産業 株式会社	一四〇六九七
高砂電器産業株式会社 代表 取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一四号	遊技機の種類 ドリーム ツクス	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ドリーム ツクス	高砂電器 産業株式 会社	一四〇六八八
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七 番七号	遊技機の種類 ジャイバ イV	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ジャイバ イV	株式会 社北電 子	一四〇七〇七
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 番二二号	遊技機の種類 ハクシヨ オウダイ マ	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	ハクシヨ オウダイ マ	サミー 株式会 社	一四〇五六一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 番二二号	遊技機の種類 モンスタ ークラ ブ	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	モンスタ ークラ ブ	サミー 株式会 社	一四〇五六三
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 番一三三号佐藤ビル二階	遊技機の種類 デジタル 30	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	デジスタ 30	ベルコ 株式会 社	一四〇六八二
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 番一三三号佐藤ビル二階	遊技機の種類 デジタル 17	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	デジスタ 17	ベルコ 株式会 社	一四〇六八七



株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 ○一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 ○一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 ○一番地	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二 ○一番地
ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物)	ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物)	ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物)	ぱちんこ遊技 機第六条第 一ノイ(別表 第一種特別電 動役物)
CSRミラ クルマウ	CSRミラ クルマウ	CSRミラ クルマウ	CSRミラ クルマウ
株式会社 ソフィア	株式会社 ソフィア	株式会社 ソフィア	株式会社 ソフィア
二〇〇〇五 四	二〇〇〇五 四	二〇〇〇五 四	二〇〇〇五 四

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番